

地方税における徴収猶予の「特例制度」のQ&A

1. 「事業等に係る収入」とは何ですか。

- ・「事業等に係る収入」とは、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）を指します。
- ・個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものでないと考えられますので、「事業に係る収入」には含まれません。

2. 対象期間の損益が黒字の場合でも特例の利用はできますか。

- ・黒字であっても、収入減少などの要件を満たせば特例を利用できます。

3. フリーランスやパート、アルバイトも特例の対象になりますか。

- ・フリーランスやパート、アルバイトの方を含む事業所得者、給与所得者は、収入減少などの要件を満たせば特例の対象になります。

4. 「遡って特例を利用する」とは、どういうことですか。

- ・例えば未納の地方税について、延滞金がかかる他の猶予を受けている方は、特例に切り替えることにより、はじめから延滞金がないものとして猶予を受けることができます。

5. 収入や現金、預金の状況がわかる書類とはどのようなものですか。

- ・例えば売上簿や現金出納簿、給与明細、預金通帳のコピーなどが該当しますが、書類の提出が難しい場合には、口頭により状況をお伺いします。
- ・例えば前年の月別収入が不明の場合には、以下のような方法により収入減少割合を判断することもできます。
 - (1) 年間収入を按分した額（平均収入）との比較。
 - (2) 事業開始後1年を経過していない場合は、令和2年1月までの任意の期間との比較。

6. 収入が20%減少していない場合は、猶予はできませんか。

- ・特例の要件を満たさない場合でも、他の猶予制度を利用できる場合があります。
(通常、年1.6%の延滞金がかかります。)

7. 猶予期間終了後は、一括して納付しなければいけないのでしょうか。

- ・特例の適用期間が終了した後に一般の猶予制度により分割納付をすることもできます。